

令和4年3月定例教育委員会次第

日時：令和4年3月16日（水）
午前10時～午前11時30分予定
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|--|----------------|
| 第38号議案 | 犬山城調査整備委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第39号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第40号議案 | 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について | (文化スポーツ課) |
| 第41号議案 | 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について | (文化スポーツ課) |
| 第42号議案 | 犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱について | (学校教育課・子ども未来課) |
| 第43号議案 | 犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について | (子ども未来課) |
| 第44号議案 | 犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則等の一部改正について | (文化スポーツ課) |
| 第45号議案 | 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について | (歴史まちづくり課) |
| 第46号議案 | 犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会規則の制定について | (歴史まちづくり課) |
| 第47号議案 | 犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|---|-----------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和4年度教職員定期人事異動に係る事項について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) | 令和4年2月議会について | (教育部) | No.4 |
| (5) | 令和3年度犬山市教職員退職辞令伝達式について
日時 令和4年3月31日(木) 午前10時00分より
場所 犬山市役所2階 205会議室 | (学校教育課) | |
| (6) | 令和4年度犬山市教職員辞令伝達式について
日時 令和4年4月1日(金) 午前9時45分より
場所 犬山市役所2階 205会議室 | (学校教育課) | |
| (7) | 「犬山の教育施策2022 学びの学校づくり」について | (学校教育課) | No.5 |
| (8) | 「青少年問題協議会報告会」について | (文化スポーツ課) | No.6 |
| (9) | 4月・5月行事予定表について | (学校教育課) | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第38号議案

犬山城調査整備委員会委員の委嘱について

犬山城管理委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城天守及び史跡犬山城跡に関する事項について調査・審議するため、犬山城調査整備委員会を委嘱する必要があるからである。

犬山城調査整備委員会委員名簿（案）

（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	麓 和善	学識経験者	名古屋工業大学 名誉教授	新規
2	委員	白水 正	学識経験者	公益財団法人犬山城白帝文庫 歴史文化館館長	新規
3	委員	高瀬 要一	学識経験者	元奈良文化財研究所 文化遺産部長	新規
4	委員	千田 嘉博	学識経験者	奈良大学 教授	新規
5	委員	鈴木 正貴	学識経験者	愛知県埋蔵文化財センター 主任専門員	新規
6	委員	西形 達明	学識経験者	関西大学 名誉教授	新規

1 設置について

- ・ 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山城管理委員会を設置する
- ・ 犬山城管理委員会の部会的組織として犬山城調査整備委員会を置く
- ・ 犬山城天守及び史跡犬山城跡に関する事項について調査し、又は審議する
- ・ 委員は犬山城管理委員会員を含め15人以内とする
- ・ 委嘱期間は委嘱の日から2年とする
- ・ 委員会の委員は、犬山城関係者、市議会議員、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する
- ・ 犬山城管理委員会規則に基づき、委員会を開催する
- ・ 委員会に、委員長及び副委員長を置く
- ・ 委員会は委員長が招集する

2 委員会の開催について

- ・ 年3回程度開催

3 本委員会の女性比率

- ・ 本委員会の女性比率は0%

犬山市教育委員会第39号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条及び犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	性別	任期	備考
1	せんだいっじ 仙田逸二	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 20期目
2	はら まさお 原 正男	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 17期目
3	たかぎ たかひと 高木隆人	男	令和4年4月14日～令和6年4月13日	再任 16期目
4	みやた たかひで 宮田孝秀	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 12期目
5	こじま くみこ 小島久美子	女	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 12期目
6	おくむら けんじ 奥村建治	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 11期目
7	よしの かずみ 吉野和美	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 10期目
8	ほほ まさみき 保浦正幹	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 10期目
9	よしはら たづこ 吉原田鶴子	女	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 10期目
10	の ろ かずひこ 野呂一彦	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 10期目
11	ひびの こうじ 日比野幸司	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 9期目
12	みわ みゆき 三輪みゆき	女	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 9期目
13	きはしはるひこ 佐橋治彦	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 6期目
14	みずたに みか 水谷美香	女	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 6期目
15	こじま あきこ 小島暁子	女	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 5期目
16	いとう ひろのぶ 伊藤浩申	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 5期目
17	まつお のぶゆき 松尾信幸	男	令和4年4月1日～令和6年3月31日	再任 5期目

犬山市スポーツ推進委員名簿

NO	氏名	任期
1	仙田逸二	令和4年4月1日～令和6年3月31日
2	原正男	令和4年4月1日～令和6年3月31日
3	高木隆人	令和4年4月14日～令和6年4月13日
4	宮田孝秀	令和4年4月1日～令和6年3月31日
5	小島久美子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
6	奥村建治	令和4年4月1日～令和6年3月31日
7	吉野和美	令和4年4月1日～令和6年3月31日
8	保浦正幹	令和4年4月1日～令和6年3月31日
9	吉原田鶴子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
10	野呂一彦	令和4年4月1日～令和6年3月31日
11	戸崎裕美子	令和3年5月10日～令和5年5月9日
12	日比野幸司	令和4年4月1日～令和6年3月31日
13	三輪みゆき	令和4年4月1日～令和6年3月31日
14	佐橋治彦	令和4年4月1日～令和6年3月31日
15	水谷美香	令和4年4月1日～令和6年3月31日
16	小島暁子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
17	伊藤浩申	令和4年4月1日～令和6年3月31日
18	松尾信幸	令和4年4月1日～令和6年3月31日
19	武内名古	令和3年6月22日～令和5年6月21日
20	尾藤美津子	令和3年5月10日～令和5年5月9日
21	長谷川康子	令和3年6月22日～令和5年6月21日

[男女比率：男性13名（61.9%）、女性8名（38.1%）]

[委員報酬：年額60,000円]

◎ 主な活動

- ・ 全体会議、役員会、委員間の実技研修
- ・ 軽スポーツ講習会、大会
- ・ 市民へのスポーツ指導
- ・ 西尾張、丹葉地区会議
- ・ 全国、東海四県、愛知県、西尾張地区、丹葉地区研修会
- ・ その他事業実施に係る関係者打ち合わせ

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市教育委員会第40号議案

犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について

犬山市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月16日提出

犬山教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、事務分掌の見直しのため必要があるからである。

犬山市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

犬山市教育委員会事務局規則（平成21年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ク中「社会教育団体の指導育成」を「社会教育団体」に改め、同号ケ中「勤労青少年ホーム、学習等供用施設及び市民文化会館」を「学習等供用施設、市民文化会館その他の社会教育施設」に改め、同号サ中「芸術文化の普及振興」を「文化芸術の普及及び振興」に改め、同号シ中「文化関係団体の指導育成」を「文化関係団体」に改め、同号ネ中「芸術文化振興」を「文化芸術」に改め、同号中ネをハとし、ハの前に次のように加える。

ノ 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設に関すること。

第3条第1項第2号ヌを同号ネとし、同号ニを同号ヌとし、同号ナを同号ニとし、同号ト中「スポーツ団体の育成」を「スポーツ団体」に改め、同号トを同号ナとし、同号テ中「、スポーツ振興委員及び」を「及び」に改め、同号テを同号トとし、同号ツを同号テとし、同号チを同号ツとし、同号タ中「支援」を「実施及び支援」に改め、同号タを同号チとし、同号ソ中「生涯スポーツの普及振興」を「スポーツの普及及び振興」に改め、同号中ソをタとし、セの次に次のように加える。

ソ 教育振興事業基金に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○大山市教育委員会事務局規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(事務分掌) 第3条 略 (1) 略 (2) 文化スポーツ課 ア～キ 略 ク 社会教育団体の指導育成に関すること。 ケ 公民館、学習等共用施設、市民文化館その他の社会教育施設に関すること。 コ 略 サ 文化芸術の普及及び振興に関すること。 シ 文化関係団体の指導育成に関すること。 ス及びセ 略 ソ 教育振興事業基金に関すること。 タ 各種スポーツ大会及びスポーツ活動の普及及び振興に関すること。 チ及びツ 略 ト スポーツ推進委員及びスポーツ指導員に関すること。 ナ スポーツ団体に関すること。 ニ 体育館、武道館、弓道場、体育センターその他の社会体育施設に関すること。 ハ その他生涯学習、文化芸術、図書館及び社会体育に関すること。 (3)及び(4) 略 2 略</p>	<p>(事務分掌) 第3条 略 (1) 略 (2) 文化スポーツ課 ア～キ 略 ク 社会教育団体の指導育成に関すること。 ケ 公民館、勤労青少年ホーム、学習等共用施設及び市民文化館に関すること。 コ 略 サ 芸術文化の普及振興に関すること。 シ 文化関係団体の指導育成に関すること。 ス及びセ 略 ソ 生涯スポーツの普及振興に関すること。 タ 各種スポーツ大会及びスポーツ活動の支援に関すること。 チ及びツ 略 ト スポーツ推進委員、スポーツ振興委員及びスポーツ指導員に関すること。 ナ スポーツ団体の育成に関すること。 ニ 略 ハ その他生涯学習、芸術文化振興、図書館及び社会体育に関すること。 (3)及び(4) 略 2 略</p>

犬山市教育委員会第41号議案

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月16日提出

犬山教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、専決事項の見直しのため必要があるからである。

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓

犬山市教育委員会事務局決裁規程（昭和55年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「その他」を「、市民文化会館その他」に改め、同号イを削り、同号ウ中「武道場」を「武道館」に、「市民プール」を「体育センター」に改め、同号中ウをイとし、エをウとする。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

○犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(専決事項) 第2条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 ア 公民館、図書館、学習等供用施設、<u>市民文化会館</u>その他の社会教育施設の利用に關すること。 イ 体育館、<u>武道館</u>、弓道場、<u>体育センター</u>その他の社会体育施設の利用に關すること。 ウ 略 (5)及び(6) 略</p>	<p>(専決事項) 第2条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 ア 公民館、図書館、学習等供用施設<u>その他の社会教育施設</u>の利用に關すること。 イ <u>市民文化会館</u>の利用に關すること。 ウ 体育館、<u>武道場</u>、<u>弓道場</u>、<u>市民プール</u>その他の社会体育施設の利用に關すること。 エ 略 (5)及び(6) 略</p>

犬山市教育委員会第42号議案

犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱について

犬山市教育委員会事務局学校医を別紙のように委嘱するものとする。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局学校医の任期満了に伴い、後任者を学校保健安全法第23条の規定により委嘱する必要があるからである。

令和4・5年度 小中学校 学校医及び幼稚園 園医一覧

(案)

学 校 名	項 目	内 科 医		眼 科 医	耳鼻咽喉科医
犬山北小学校	氏 名	村上 研		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	村上内科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山南小学校	氏 名	保浦 晃徳	安藤 通泰	宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	城南クリニック	安藤医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東小学校	氏 名	安藤 重幸		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	安藤クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
今 井小学校	氏 名	竹内 正信		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	竹内整形外科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
栗 栖小学校	氏 名	澤田 敬久		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	ハートクリニックさわだ		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
羽 黒小学校	氏 名	宮崎 貢一		山崎 哲	丹羽 一志
	勤務先	宮崎整形外科内科		さとし眼科クリニック	にわ耳鼻咽喉科
楽 田小学校	氏 名	板津 孝明	河村 英徳	小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	いたつ内科クリニック	かみ整形外科	こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
池 野小学校	氏 名	兼松 克己		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 小学校	氏 名	桑原 生秀		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	くわばらクリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山西小学校	氏 名	上田 貴世		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	松村クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬 山中学校	氏 名	吉田 洋	岡部 誠之介	宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	吉田内科クリニック	岡部医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東中学校	氏 名	兼松 克己		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
南 部中学校	氏 名	河村 英徳		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	かみ整形外科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 部中学校	氏 名	桑原 哲		宮田 昭男	丹羽 一志
	勤務先	みどり診療所		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬 山幼稚園	氏 名	安藤 重幸			
	勤務先	安藤クリニック			

犬山市教育委員会第43号議案

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、行政手続きに係る押印を廃止するため、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3（裏）中「より確認印」を「の確認」に改める。

様式第6中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第44号議案

犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則等の一部改正について

犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、行政手続きに係る押印を廃止するため、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則等の一部を改正する
規則

(犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第5中「㊦」を削る。

(犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6中「㊦」を削る。

(犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第5中「㊦」を削る。

(犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第7中「㊦」を削る。

(犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第7中「㊦」を削る。

(犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第5中「㊦」を削る。

犬山市教育委員会第45号議案

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改
正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、行政手続きに係る押印を廃止するため、規
則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2及び様式第4中「 」を「犬山市教育委員会 」に改める。

様式第5中「 」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第46号議案

犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会
規則の制定について

犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会規則
を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会を設置するため必要があるからである。

犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 犬山市文化財保護条例（昭和39年条例第16号）第15条第1項に規定する審議会の委員
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部歴史まちづくり課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新 (改正後)

犬山市史編 さん委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山 市史の編さんに関する事項につ いて調査及び審議する。	30人以内	審議期間
犬山市天然 記念物ヒト ツバタゴ自 生地保存活 用計画策定 委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山 市天然記念物ヒトツバタゴ自生 地保存活用計画の策定に関する 事項について審議する。	8人以内	審議期間
}	}	}	}

旧 (改正前)

犬山市史編 さん委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山 市史の編さんに関する事項につ いて調査及び審議する。	30人以内	審議期間
}	}	}	}

犬山市教育委員会第47号議案

犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について

犬山市文化財保護条例施行規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年3月16日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市文化財保護審議会委員名簿（案）

（任期：委嘱の日から2年間）

No.	職名	氏名	区分	所属等	備考
1	委員	長谷川 良夫	学識経験者	特定非営利活動法人犬山城下町を守る会 会長	継続
2	委員	赤塚 次郎	学識経験者	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 理事長	継続
3	委員	小嶋 毅	学識経験者	犬山市歴史研究会 顧問	継続
4	委員	林 進	学識経験者	岐阜大学名誉教授	継続

1 設置について

- ・犬山市文化財保護条例に基づき犬山市文化財保護審議会を設置する
- ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する
- ・委員は7人（以内）とする
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年（委嘱の日から2年（委嘱の日の属する年度の末日など）とする。
- ・犬山市文化財保護条例施行規則に基づき、審議会を開催する
- ・審議会に、会長、副会長を置く
- ・審議会は必要に応じて会長が招集する

2 審議会の開催について

- ・年2回（8月、1月を予定）

3 審議会の女性比率（3割以上に努める）

- ・本審議会の女性比率は0%